親

0

家

庭

切

な

お

知

t

•

受要け介

4

4

4

0

8

1

5

1ページの「所得税及び復興特別所得税の確定申告・市県民税の申告」からの続きです

ても受付方法などを変更する場合があります。 会場に簡易的な作成スペースを設けますが、 職員によるアドバイスは行いませんので、ご自 身で作成できる方はご利用ください。 申告期間

2月16日(水)~3月15日(火)

(土曜・日曜日、祝日を除きますが、 3月13日(日)は受け付けします)

開場 午前8時30分

受付 午前9時~正午・午後1時~3時 (提出のみは午後4時まで)

※当日の混雑状況により受付終了時間前でも、 受付を締め切る場合があります。

申告会場

市役所第4庁舎1階 第4会議室

市役所で市県民税の申告が必要な方

令和4年1月1日現在、市内在住の方で確定 申告は不要でも、令和3年中に次のようなケー スに該当する方は、市県民税の申告をする必要 があります。

- ・給与所得者で、勤務先が給与支払報告書を市 役所に提出していない。
- ・給与所得以外に所得があった。
- ・公的年金所得以外に所得があった。
- ・公的年金受給者で医療費控除や生命保険料控 除を受けたい。また、扶養控除を新たに追加 したい。
- ・所得がなかった方で、誰の扶養にもなってい ない、または別世帯、市外の方の扶養になっ ている。
- ・上場株式などに係る配当所得などで、市県民 税の計算で異なる課税方式を選択する。

※ご自分で確定申告する場合や、勤務先が市役 所に給与支払報告書を提出している場合は、改 めて申告をする必要はありません。

※この申告は令和4年度の市県民税の課税資料: になるほか、国民健康保険税や介護保険料の算

けゥ

てイ

家ル

計ス

が感

急染

変 症

6

9

3

定基礎になりますので、収入がない場合でも申 告してください。

※申告の必要な方が申告をされていないと、高 等学校等就学支援金制度の申請や資金融資など を受けたいときに必要な税務証明を発行するこ とができません。

※申告書などを提出する際に控えが必要な方は、 必ずその場で申し出てください。後日、交付す ることはできません。

年金所得者の方へ

公的年金収入が400万円以下で、その他の所 得が20万円以下の方は、所得税の確定申告の義 務はありませんが、所得税及び復興特別所得税 が還付となる方は、確定申告をすると還付を受 けることができます。ただし、市県民税の計算 で扶養される方が公的年金の源泉徴収票に記入 がなく新たに扶養控除を追加したい、また医療 費控除や生命保険料控除などを受ける場合は、 市県民税の申告が必要です。

新型コロナウイルス感染拡大防止のためのお願い ○新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会

- 場内ではこまめな換気を行います。 ○発熱などの症状がある方、体調のすぐれない
- 方は来場をお控えください。 ○来場される際は、マスクを着用のうえ、でき

る限りお一人でお越しください。 市県民税の申告書は郵送提出で

確定申告の必要がなく、市県民税の申告書の みを提出する方は、感染対策のため、ご自分で 申告書を作成し、課税課へ郵送での提出にご協 力をお願いします。

一和対す5庭でコと的限

が童た感

市県民税申告書の提出先

T 2 8 9 - 1 1 9 2 八街市八街ほ35番地29 八街市役所課税課

間課税課

☎ 4 4 3 − 1 1 1 6

。万の家口り年はひて

円方計ナ親金2と世 のにがウ家な月り帯

給は急イ庭ど28親生

金児しス方受用帯

受1ひ染ましす

け人と症たて

取ありのはい

、度の象者点じ手つ

請付なまがりな給

す金りす減親っしるをま。少 て

申給とり入とに受降かる

あ害市付障介ら

変ルのを日世活

、給で分援

の別

申給

て以少

のつな

 \mathcal{O}

収

てて

障害者手帳の有無にかかわ 障害者控除対象者認定書の交 所襲認定を受けている方は、 介護認定を受けている方は、 所以上で要支援・要 らず、65歳以上で要支援・要 らず、65歳以上で要支援・要 のす。

は児あ月る

②童る末方

のを場時

②とめ年と※ ①に方未以 受れた親影新る 請付の新がら り令なのる公該で満下令給まり家響型ひ公期金子

未は31末 満所年時 で得へ点 あが令で、 こ定元ひ

影型必れの親和い児こ的当 響コ要た収か30童と年す①と障4象 をロで基入つ年と扶で金るまな害年と受けす準ま平3り養、な方たるの3な 。額た成月親手令ど

当和を を 3 受 受年給 け4し て月て い分い

い監合点 ず護はで れす2018 かる歳歳

間ペロ えし 支 申と付る※と給の※た※ ☎子で申、て受援申請の金子低はしで1場扶るる児り和し4育ご配請指、給課請方併(育所でた、回合養申方童親2収4で付書定申要に書法給ひて得き方本限も義請と扶に年入3支ウは口請件提と はと世のまは年り対務時同養な2がよりる、座書に出め でり農子サ、鹿の魚子は「モの男子」と 、座書に出必 でを子 います います ホ援 1 課

お 間 合 ※

安件
・要支援・要介護認定を受けている方。
・確定申告や市県民税申告の対象となる年の12月31日に対象となる年の12月31日に対象者が亡くなっている場合は、死亡日に認定の有効期間があること。・理転免許証、健康保険証・対象者の介護保険証を申請書は市ホームページか申請書は市ホームページからダウンロードできます。

でり帯子せ き親生育ん再既支とので水当て以少ま世活て。度に給な収ひ準を以降す せ帯支世 ん以援帯 外特に 分别対

援シる 1課亡ほ子に ほか、 子育り、 子育り、 子育り、 大変を変えた。 でき す。

ス 睛 停 止 **(1)**

知

Ħ

4 合 5 4 民 に 票 4 税 4 わ日 4 課関の 4 課 す写 3 るし・ • 1 と印1 鑑 1 登 6

録

☎い月☎市書民☎課

明住

(代) 間さわ前な

1

得課書明住付午2付

証税・書民停前月停

明(所・票止66止 書非得課の**す**時日日

に 課 証 税 写 る 30 (日) 時

書非・明く

登

税 鑑

証 録

明証

課印書正

関税明へし証分

る証こ明

き書

所

問 2

☎高いせにい状 。の高場態 4 福祉

のうえ、申請をしてくだ尚齢者福祉課にお問い合場合がありますので、事態区分により対象となら でというでない。